

災害廃棄物等処理支援要請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

川島町長

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の状況
 - (1) 災害の種類
 - (2) 発生日時
 - (3) 発生場所
 - (4) 被害の状況

- 2 支援要請の内容
 - (1) 処理を希望する廃棄物の種類及び量
 - (2) 必要とする人員
 - (3) 必要とする車両その他資機材
 - (4) その他必要とする作業内容

- 3 連絡先
 - 担当部課所
 - 担当者
 - 電話番号

災害廃棄物等処理実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

川島町長

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託先
- 2 委託業務
 - (1) 処理等
 - (2) 人的派遣等
 - (3) 機材等
 - (4) その他
- 3 添付書類
委託契約書の写し及びその他参考となる資料
- 4 連絡先
担当部課所
担当者
電話番号

オープンスペース・仮設トイレ等備蓄状況報告書

第 号
年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

川島町長

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 オープンスペースの確保状況

	所在地	面積 (m ²)	土地の現況
1			
2			
3			

2 仮設トイレの備蓄状況

	仮設トイレのタイプ	備蓄台数 (個数)
1	汲み取り式トイレ	
2	ポータブルトイレ (簡易トイレ)	
3	マンホールトイレ	
4	その他 ()	

3 収集運搬車両 (直営車両のみ) の保有状況

	車両のタイプ	積載量 (t, m ³)	保有台数
1	パッカー車		
2	平ボディ車		
3	バキュームカー		

4 連絡先

担当部課所
担当者
電話番号

2-17 災害時における航空機の優先利用に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と本田航空株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における航空機の優先利用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に災害が発生した場合に、乙の積極的な協力を得て、航空機による被災状況調査、物資輸送その他救援活動等の優先的利用を図ることを目的とする。

（期間）

第2条 この協定の期間は、平成7年7月1日から平成8年6月30日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙の申し出がない場合は、自動的に1年間延長する。以降も同様とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に航空機の優先利用をしようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 必要とする場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対し速やかに協力するものとする。

（使用料）

第5条 航空機の使用料は、航空法に基づく運輸大臣の認可料金に消費税を加えた額とする。

（損害賠償）

第6条 乙は、航空機の運行に関し、事故の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を乙の責任において賠償するものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月30日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川島町
川島町長 山口泰正

埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷53番地1
乙 本田航空株式会社
代表取締役社長 箕輪武士

2-18 災害時における川島町と川島郵便局及び川島三保谷郵便局の協力に関する覚書

川島町長（以下「甲」という）及び川島郵便局長、川島三保谷郵便局長（以下「乙」という）は、川島町内に発生した地震、その他による災害時において、互助精神に基づき、川島町及び川島郵便局、川島三保谷郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、川島町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- (2) 甲又は乙が所有し、又は管理する施設及び用地の相互利用
- (3) 甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (4) 避難所への臨時郵便差出箱等の設置
- (5) その他、前記(1)～(4)に定めない事項で、協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 協力を受けようとするときは、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。ただし、業務に支障を来たさない範囲とする。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への協力）

第6条 川島町の災害対策本部に川島郵便局長及び川島三保谷郵便局長が協力することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 川島郵便局及び川島三保谷郵便局は、川島町の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては川島町総務課長、乙においては川島郵便局長及び川島三保谷郵便局長とする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面3通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年12月25日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町
川島町長 山口 泰 正

乙 埼玉県比企郡川島町大字中山2168番地
郵政省
川島郵便局長 横 川 利

埼玉県比企郡川島町大字紫竹131番地
郵政省
川島三保谷郵便局長 鈴 木 恵 寿

2-19 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、川島町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害並びに川島町災害救助基金条例施行規則第2条に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、川島町内において災害が発生し、家屋の損壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、可能な限り甲に協力するものとする。

2 前項に係る契約手続き等に関しては、別添の災害時民間賃貸住宅提供支援に関する取り扱い説明書のとおりとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年2月27日

比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川 島 町
川島町長 高 田 康 男

川越市仙波町2丁目5番地9
乙 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支 部 長 横 田 庄 平

(別添)

災害時民間賃貸住宅提供支援に関する取扱説明書

1 基本事項

- (1) 契約については、民間賃貸住宅の一時使用を希望する被災者と、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が管理している提供可能な民間賃貸住宅の所有者との間で行う賃貸借契約によるものとする。
- (2) 賃料については、被災者が月毎に民間賃貸住宅の所有者に支払うものとする。災害時対応のため、敷金（保証金）及び礼金については、被災者は支払うことを必要としないものとする。
- (3) 賃貸借契約の期間は、最長2年間とする。
- (4) 契約事務手数料は、月額賃料の0.5か月分の金額とする。
- (5) 一月の賃貸料金は、10万円以内とする。
- (6) 住宅の基準としては、一戸あたり延床面積29.7㎡（9坪）とし、家族構成等により調整することができる。

2 契約手続

- (1) 民間賃貸住宅の利用を希望する被災者は、町福祉課（大規模災害時の場合は別に窓口を設置する。）の窓口に出る。
- (2) 福祉課は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に照会し、会員が管理している民間賃貸住宅の空き情報を提供する。
- (3) 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部は、民間賃貸住宅の賃貸借契約の手続きを登録会員に代行させることができる。

2-20 災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、川島町内に地震・風水害その他による災害もしくは武力攻撃事態等が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、川島町（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時等の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時等において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検・改善に努めるものとする。

(費用)

第6条 第4条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の輸送供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時等直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項の他、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

(法令の遵守)

第8条 この協定の施行に当たっては、各種法令を遵守するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成18年11月30日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成18年11月30日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田 康 男

乙 群馬県高崎市高関町380番地
株式会社カインズ
代表取締役社長 土 屋 裕 雅

2-21 災害時における主食供給等の協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、川島町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、主食の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、川島町地域防災計画に基づく食糧供給の必要が生じた場合、甲が乙に主食の調達及び供給等を求めることに関して必要な事項を定めるものとする。

（主食供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が主食を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有主食の供給について協力を要請することができる。

（主食供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有主食の優先供給及び運搬について積極的に供給するものとする。

（主食供給の要請手続き）

第4条 甲から乙への要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（主食の運搬）

第5条 主食の運搬は、乙又は乙の指定するものを行うものとする。又、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（主食の引き取り）

第6条 主食の引き渡し場所は、川島町地域防災計画に定めた食糧の集積場所の中から、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する主食の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域な支援体制の整備）

第8条 乙は、他の農業協同組合との間で、災害時における農業協同組合相互支援の協定等、広域な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（法令の遵守）

第9条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。